徳島県地球温暖化対策推進計画「重点プログラム」の 改定素案 (案)

1 重点プログラムの体系

本県の特性を活かした先進的な取組みを中心に、関連する重点プログラムを、次の4つの「重点分野」に取りまとめ、今後4年間(平成27年度から平成30年度まで)において、県民総ぐるみで推進します。

|重点分野① 「スマート社会づくりの推進」| - ・エネルギーの効率的利用(スマートコミュニティの実現) - ・ライフスタイル、ビジネススタイルの転換 ・LEDを活用した省エネ推進 - ・低炭素型のまちづくり ― ・地球温暖化への適応 |重点分野② 「自然エネルギーの導入促進」| ― ・戦略に基づく各種の施策展開 - ・自然エネルギーによる地域活性化 - ・自然エネルギーを活用した災害に強いまちづくり 一 ・次世代エコカーの普及促進 - ・水素をエネルギーとして活用する社会の早期実現 重点分野③ 「豊かな森林づくりの推進」 ― ・条例に基づく県民総ぐるみでの森林づくり - ・森林吸収源対策の推進 一 ・木材及び木質バイオマスの利用推進 重点分野④ 「地球にやさしい環境行動の実践」

― ・「環境首都とくしま・未来創造憲章」の普及

― ・若い世代への環境学習の実践

2 重点プログラム

重点分野①「スマート社会づくりの推進」

<方向性>

これまでの「省資源・省エネルギー」から、さらに一歩踏み込み、家庭や事業所における「エネルギーの賢い(スマートな)使用」を推進します。

また、LEDなど本県の先進的な省エネ技術を活用し、本県ならではの「省エネモデル」の普及・定着を図ります。

<施策例>

〇 エネルギーの効率的利用(スマートコミュニティの実現)

「高効率機器」や「自然エネルギー関連設備」、「エネルギー管理システム」等、 新たな機器・設備の導入促進によるエネルギーの「見える化」や「効率的な利用」 を推進。

○ ライフスタイル、ビジネススタイルの転換

従来の「省エネ行動」を一歩進め、地球環境にやさしい「ライフスタイル」「ビジネススタイル」への転換を図るため、「徳島夏・冬のエコスタイル」を通じた普及啓発の実施や、その取組みを支援。

〇 LEDを活用した省エネ推進

公共施設や道路、信号灯器等、多様な場面において省エネ効果の高いLED照明 の導入を促進するとともに、家庭や事業所での積極的な利用を呼びかけ。

〇 低炭素型のまちづくり

公共交通機関等を利用しやすい交通体系の整備や取組みの普及を図るとともに、 建築物の省エネルギー化や緑化等による低炭素なまちづくりを推進。

〇 地球温暖化への適応

気候変動の影響に関する情報収集を行うとともに、県民等に対し広く情報を発信。

重点分野②「自然エネルギーの導入促進」

<方向性>

「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」に基づき、自然エネルギーのさらなる導入を促進し、地域の自然エネルギーを有効活用した地域産業の振興や、災害に強いまちづくりを推進します。

また、二酸化炭素排出量のより少ない、次世代エコカー(電気自動車、燃料電池自動車等)の普及拡大を図ります。

<施策例>

〇 戦略に基づく各種の施策展開

「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」に基づき、太陽光、風力、水力等自然 エネルギーの導入を促進するため、普及拡大施策や県民・事業者の意識醸成等の取 組みを展開。

〇 自然エネルギーによる地域活性化

本県の持つ豊富な自然エネルギーを有効活用し、産業振興等の地域活性化を推進。

〇 自然エネルギーを活用した災害に強いまちづくり

防災拠点等における自然エネルギー関連設備の着実な整備など、災害時に有効に 活用しうる電力供給の取組みの推進。

〇 次世代エコカーの普及促進

電気自動車や燃料電池自動車など、地球環境にやさしい次世代エコカーの普及を 促進。

○ 水素をエネルギーとして活用する社会の早期実現

二酸化炭素を排出しない「水素エネルギー」の活用に向けた調査研究や、「水素ステーション」等インフラの普及施策など、本県における水素社会の早期実現に向けた取組みの推進。

重点分野③「豊かな森林づくりの推進」

<方向性>

本県の豊富な森林資源を守り育てることを目的とした「徳島県豊かな森林を守る条例(平成26年4月施行)」に基づき、県民総ぐるみで森林づくりに取り組むとともに、二酸化炭素の吸収源として、森林の整備・保全等を推進します。

<施策例>

○ 条例に基づく県民総ぐるみでの森林づくり

ボランティアや企業・県民と協働した森づくり活動の推進や、森林の二酸化炭素 吸収量を活かしたカーボン・オフセットの積極的な実施。

〇 森林吸収源対策の推進

造林や間伐等の森林整備による多様な森林づくりや公的機関による管理を推進 し、地球温暖化対策としての二酸化炭素吸収量を拡大。

〇 木材及び木質バイオマスの利用推進

公共事業における県産材の率先利用等の消費拡大を図るとともに、二酸化炭素の 排出を抑制する木質バイオマスの利用を推進。

重点分野④「地球にやさしい環境行動の実践」

<方向性>

ライフスタイルの転換のための新たな行動指針「環境首都とくしま・未来創造 憲章(平成27年1月制定)」に基づき、県民・事業者・行政の自主的な環境行動の 実践を促すとともに、若い世代を中心とした環境学習を推進します。

<施策例>

〇「環境首都とくしま・未来創造憲章」の普及

県民・事業者・行政などあらゆる主体への普及や、これに基づく自発的な取組み を促進するための普及活動を実施。

〇 若い世代への環境学習の実践

新憲章の「キッズバージョン」を小中学生の環境学習に活用する等、子どものころから環境問題に対する関心を高め、積極的な環境活動を支援。

3 プログラムの進行管理

(1)「数値目標」の設定について

より効果的に事業展開を行うため、重点分野の各方向性に即し、今後4年間に、計画的かつ重点的に対策を講じるべき項目に絞り込んで、数値目標を設定することとします。

(2)「参考指標」の設定について

各プログラムの進捗状況を把握する上で参考となる指標を設定し、その推移をフォローアップすることにより、当該プログラムによる成果や、関連する社会的動向を把握することとします。